

一般社団法人助成金事業推進協会に対する勝訴判決のお知らせ

オーエスワンコミット（本社：栃木県宇都宮市、代表者：奥山直和）（以下、「当社」）は、宇都宮簡易裁判所に、一般社団法人助成金事業推進協会（本社：大阪府大阪市、代表理事：川下隆行）（以下、「助成金協会」）を被告として、当社が提供した「キャリアコンサルティング面談」の代金が未払いだったため、請負代金請求訴訟を提起しておりましたところ、本日、当社の主張を認める判決（当社勝訴判決）が言い渡されました。

記

1. 判決を言い渡した裁判所、判決言渡日、事件番号

- ① 裁判所：宇都宮簡易裁判所
- ② 判決言渡日：平成30年9月6日
- ③ 事件番号：平成30年（少コ）第34号 請負代金請求事件

2. 訴訟の概要

本訴訟は、当社が平成30年2月22日から同年3月24日までに提供した「キャリアコンサルティング面談」の代金の支払いを求めていましたが、助成金協会が一向に支払いの意思を示さなかった為に、請負代金の支払いを求め、平成30年9月6日、当社が助成金協会を被告として宇都宮簡易裁判所に提訴していたものです。

3. 判決の要旨

本判決は、第一回口頭弁論期日に助成金協会が出廷せず、また答弁書も提出しなかったことから、当社の請求通りの金員の支払いを命ずるものであって、当社の主張が認められたものです。

本件へのお問合せはこちらにお願いします。

Mail info@osl-commit.com

以上